

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康増進事業関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大桑村は、健康増進事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

長野県大桑村長

公表日

令和4年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業関係事務
②事務の概要	健康増進法第17条第1項および同法第19条の2に基づき、住民の健康増進のために必要な事務を実施する。 ○第17条第1項関係 1.健康手帳の交付 2.健康教育 3.健康相談 4.訪問指導 ○第19条の2関係 1.歯周疾患検診 2.骨粗鬆症検診 3.肝炎ウイルス検診 4.健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 5.健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 6.がん検診
③システムの名称	(1)健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一 76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康課
②所属長の役職名	福祉健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大桑村役場 総務課 〒399-5503 長野県木曽郡大桑村長野880-1 電話:0264-55-3080
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大桑村役場 福祉健康課 〒399-5503 長野県木曽郡大桑村長野880-1 電話:0264-55-4003

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉健康課長 藤原 聖己	福祉健康課長 須賀 幸弘	事後	
平成29年4月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉健康課長 須賀 幸弘	福祉健康課長 奥野 敦		
令和1年6月27日	IV リスク対策 1～9	なし	新様式への変更に伴うリスク対策実施状況の追加	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法に基づき各種健(検)診を実施する。 成人健(検)診情報の管理、受診票抽出、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握	健康増進法第17条第1項および同法第19条の2に基づき、住民の健康増進のために必要な事務を実施する。 ○第17条第1項関係 1.健康手帳の交付 2.健康教育 3.健康相談 4.訪問指導 ○第19条の2関係 1.歯周疾患検診 2.骨粗鬆検診 3.肝炎ウイルス検診 4.健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 5.健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 6.がん検診		
令和4年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	長野県木曽郡大桑村長野2778	長野県木曽郡大桑村長野880-1	事後	
令和4年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	長野県木曽郡大桑村長野2775-6	長野県木曽郡大桑村長野880-1	事後	